

特定計量制度に関する問い合わせ QA

【制度概要】

Q1. 特定計量制度とは何か

- 家庭等の分散リソースを活用した新たな取引等に限り、事前に経済産業大臣に届出を行なった事業者に対し、適切な計量の実施を確保し、家庭等の需要者を保護する観点から、使用する特例計量器の精度の確保や需要者への説明を求め、その届け出た電力量の取引等においては、特例計量器の計量値を使用することができる制度です。

Q2. 特定計量制度が導入された背景と目的は何か

- 近年、家庭等の太陽光発電やEVなどの分散リソースの普及に伴い、リソースごとの取引やネガワット取引など、新たな取引ニーズが出現しており、このような取引に用いる電気計量について、リソースに付随する機器の利用ニーズが高まっています。そこで、昨今の自然災害の頻発や、再生可能エネルギーの主力電源化等に対して、災害時の迅速な復旧や送配電網への円滑な投資、再生可能エネルギーの導入拡大等を図るために2020年6月に「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」において、電気計量制度の合理化を図る措置（＝特定計量制度）が盛り込まれました。（施行は2022年4月1日）

Q3. 特定計量システムとは何か

- 特定計量システムとは、お客さま設備である特例計量器等から当社の電力SMシステムを介して当社の託送業務システムに検針データが伝送され、当該データから電力量の算定等を実施するまでの一連の仕組みを指します。

Q4. 特定計量制度は開始済みなのに、特定計量システムの開始はなぜこのタイミングの公表となったのか

- 特定計量システムについては、特定計量制度の開始以降、国の審議会（次世代の分散型電力システムに関する検討会）において、業

務フローやシステム面の対応方法等が検討されてきました。国の審議会の整理を踏まえ、2026年度以降に開始することとされたものです。

Q5. 特定計量器と特例計量器の違いは何か

- 特定計量器とは、計量法にもとづく検定等を受けた計量器です。特例計量器とは、計量法にもとづく検定等を受けていない計量器の内、特定計量制度にもとづいて届出を行なった条件内において電力取引の計量に使用することが出来る計量器です。
なお、特定計量に使用する電気計器に係る基準等は経済産業省の「特定計量制度に係るガイドライン」を遵守いただきます。

Q6. 特例計量器は誰が用意するのか

- 特例計量器はお客さま設備となりますので、お客さまにてご準備いただきます。

Q7. 特定計量器は誰が用意するのか

- 機器点に設置する特定計量器はお客さま設備となりますので、お客さまにてご準備いただきます。

Q8. 特定計量の届出を行うとあるが一送へ届出を行うのか

- 特定計量の開始については、利用事業者が資源エネルギー庁へ届出をいただくこととなります。詳細内容は、資源エネルギー庁HP「特定計量制度に基づく電気の計量について」をご覧ください。

Q9. 受電点事業者とは誰か

- 特例計量器等が設置されている需要場所の接続供給契約を締結している小売電気事業者です。特定計量（IoTルート）運用ガイドラインにおいても同様の定義がなされています。なお、受電点事業者と利用事業者が同一の場合もございます。

Q10. 利用事業者とは誰か

- 特例計量器等の情報伝送に IoT ルート経由で電力 SM システムを利用し、得られた情報を需給調整市場への参入や需要家へのサービス提供に活用する事業者です。

Q11. 高圧と低圧で特定計量システムの利用開始可能時期が異なるのはなぜか

- 特定計量システムの利用に際しては当社の電力 SM が IoT ルートに対応する電力 SM である必要があります。IoT ルートに対応する電力 SM は低圧と高圧で異なり、一般に普及する時期が異なるため、特定計量システムの利用開始時期が低圧と高圧で異なります。

【申込み】

Q1. サービスを利用するにあたり、費用は発生するのか

- サービスの利用料はございません。ただし、サービス開始に伴い当社工事が発生する場合には、原則として工事費用をご負担いただきます。

Q2. 受電点事業者ではない者が、特定計量システムの利用申込みを行うことはできるか

- 特定計量システムの利用申込みは、受電点事業者から実施いただくことが特定計量 (IoT ルート) 運用ガイドラインに定められております。申し訳ございませんが、受電点事業者と調整のうえ、受電点事業者から申込みいただきますようお願いいたします。

Q3. 申込方法について詳細を教えてください

- 申込方法等の詳細につきましては、以下のリンク先にある当社 HP から事業者説明資料をご確認ください。

<リンク先>

https://kensho.tepco.co.jp/pg/consignment/workshop/application/demand/specified_measurement.html

Q4. 特定計量として使用する予定の特例計量器や無線端末について、一送が定める技術基準等に照らして問題ないかを確認したい。

○ 特例計量器および無線端末は当社設備ではないため、技術的な確認は困難です。事業者さまにて「特定計量システム外部接続基準・ガイドライン」を確認ください。

Q5. 解約申込と加入（計器新設）申込の両方が必要な場合に「無線端末等の設備取替」も含まれるが、サービスを継続して利用するのであれば、解約申込と加入（計器新設）申込の両方を行う必要はないのではないか。

○ 無線端末等の取替に際して、IoT ルートを用いた検針データの通信が一時的にせよ切断されるものと考えており、当該切断と再度の通信開始を解約・加入（計器新設）として申し込んでも構いません。

なお、特定計量（IoT ルート）運用ガイドラインにおいて廃止申込と新設申込の両方の申込みが必要と整理されております。

※ 特定計量（IoT ルート）運用ガイドラインに記載の、新設、廃止、登録情報変更は、当社の特定計量システムの申込種別では、加入（計器新設）、解約、契約追加（既設計器）となります。

Q6. 加入（計器新設）申込みににおいて、受電点事業者は利用事業者と連携のうえサービス提供開始までの期間で利用事業者が通信状態を確認するとされているが、一送と利用事業者間で直接のやりとりをしてもらえないのか。

○ 受電点事業者には特定計量システムの利用申込み等の当社との窓口の役割を担っていただくため、お手数をおかけいたしますが、ご理解くださるようお願いいたします。

Q7. 受電点の接続供給契約および発電量調整供給契約が廃止・SWした場合は、当該サービスを終了するとあるが、なぜパターン毎で扱いが異なるのか。

○ パターン 1 については、需給調整市場の取引結果に伴い、受電点の接続供給契約および発電量調整供給契約のインバランス算定に影響を及ぼします。パターン 1 においては受電点託送契約の関係者

に当該影響を承諾いただいたうえでお申し込みいただいている認識ですが、廃止・SWに伴い、申込時の承諾状況とはインバランス算定への影響または関係者が変更となることから、パターン1においては接続供給契約・発電量調整供給契約のどちらかの終了にもとづきサービスを終了します。

○ パターン2については、機器点電力量提供に係る利用規約にて「本サービスを利用する供給地点に対して利用者が電気の供給を行っていること。」を要件としており、接続供給契約と紐づいているものの、発電量調整供給契約との紐づきは定めておらず、インバランス算定等への影響もないため、パターン2においては接続供給契約のみの廃止・SWによりサービスを終了します。

【工事】

Q1. サービスを利用するにあたり工事は必要となるのか

○ 当社の設備状況によって、計量器の取替等の工事が発生する場合がございます。

Q2. 工事費用について「原則として」費用を請求する旨の記載があるが、負担をしないで済む場合があるのか

○ サービスの利用申込に伴って発生する工事費用については原則としてその費用を申し受けます。ただし、当社があらかじめ計画していた計量器取替と工事時期が重なった場合等においては、費用を申し受けない場合がございます。

Q3. 工事が発生する場合の具体的な負担額を教えてください

○ お申込み内容によって異なりますので、詳しくはお申込みいただいた後でご連絡させていただきます。

Q4. パターン追加や潮流追加申込みに伴って工事費負担金や工事が発生することはあるか

○ パターン追加や潮流追加申込みに伴って工事費負担金や工事が発生することは基本的にはございません。

【IoT ルート】

Q1. IoT ルートへの接続はどのように実施すれば良いか

- 当社が無線端末 ID 等の情報をもとに IoT ルートへの接続を許可する処理を実施した後、利用事業者にて無線端末等の必要な設定を実施いただければ接続が可能となります。なお、IoT ルートへの接続設定および通信の到達の確認は特定計量 (IoT ルート) 運用ガイドラインに整理されているとおり、利用事業者にて実施いただきます。

Q2. なぜ 1 供給地点ごとに特例計量器等の設置は 4 台までなのか

- 特定計量 (IoT ルート) 運用ガイドラインにおいて、電力 SM に接続する無線端末は最大 4 台程度、1 台の無線端末に収容可能な特例計量器等は 1 台と規定されています。また、IoT ルートは付近にある電力 SM を介して接続するため、特例計量器等が設置されている需要場所にある電力 SM と接続する事例が大宗であることから、1 需要場所において特例計量器等の設置は 4 台までとしております。

【特定計量システム外部接続基準・ガイドライン】

Q1. 特定計量システムの利用にあたり、一送と利用事業者の間で必要な合意事項であるのにも関わらず、なぜ受電点事業者が合意事項の承諾を利用事業者から取得しなければならないのか

- 特定計量システムの利用にあたっては、パターン 1・2 のいずれにおいても受電点事業者からお申込みをいただくこととしており、この申込みに併せて合意事項への承諾を確認する都合上、受電点事業者と利用事業者で連携いただく必要がございます。

Q2. セキュリティインシデント等の発生時における連絡窓口はなぜ受電事業者でなければならないのか。利用事業者とすることはできないのか。

- 受電点事業者には特定計量システムの利用申込み等の当社との窓口の役割を担っていただくため、何卒ご理解くださるようお願いいたします。

【電力量算定パターン1（ユースケースA）】

Q1. 需給調整市場における調整力の供出（パターン1）とは何か

- 需給調整市場における調整力の供出のために、当社が受電点に設置する電力SMを経由して取得した機器点の計量値を活用することをいいます。

Q2. パターン1において、需給調整市場の取引は利用事業者（アグリゲーター）が実施するのに、なぜ受電点事業者も各規程を遵守しなければならないのか

- 特定計量（IoTルート）運用ガイドラインにおいて、特定計量に関する申込みや欠測補完時のデータ提出は受電点事業者が実施するものと整理されています。そのうえで、直接的に需給調整市場への取引を実施しない受電点事業者についても、適切に上記の対応を実施いただくために各規程類を遵守いただく必要があります。

Q3. パターン1において、需給調整市場の取引は利用事業者（アグリゲーター）が実施するのに、なぜ受電点事業者が欠測を補完するデータを提出しなければならないのか

- 特定計量（IoTルート）運用ガイドラインにおいて欠測補完時のデータ提出は受電点事業者が実施するものと整理されているためです。

Q4. パターン1において受電点事業者が欠測補完データの提出を行わなかった場合、長期間の欠測でも電力量をゼロとするのか

- 受電点事業者が欠測を補完するデータを提出しただけなかった場合、欠測コマの電力量を均等配分補正により算定します。ただし、均等配分ができない場合（特例計量器等の故障で欠測が検針日まで続いているケース）は、当該欠測コマの電力量はゼロとして取扱います。

Q5. 一送で欠測補完の対応を実施してほしい

- 申し訳ございませんが、特定計量（IoT ルート）運用ガイドラインにおいて、欠測補完は受電点事業者にて実施するものと整理されており、対応いたしかねます。

Q6. パターン1の欠測補完はどのように依頼されるのか

- 依頼方法の詳細につきましては、事業者説明資料の48スライドを参照ください。

Q7. 需給調整市場の取引規程の内容はいつ公表されるのか

- 公表済みとなりますので、電力需給調整力取引所HPをご覧ください。

<参考>

電力需給調整力取引所

<https://www.eprx.or.jp/>

Q8. 欠測補完のために無線端末から検針データを取得する必要があるが、具体的にはどのように実施すれば良いのか

- 特定計量（IoT ルート）運用ガイドラインにおいては「無線端末は、機器点事業者の所有するハンディターミナル等を活用した無線通信により検針データを取得（取り出し）」との記載がございます。特例計量器および無線端末は当社の設備ではないため、申し訳ございませんが、当社で詳細は分かりかねます。

Q9. 欠測補完が生じた場合のデータ提供に関して一送の指定する csv の形式でデータを作成する方法を教えてください

- 申し訳ございませんが、特例計量器および無線端末は当社の設備ではないため、取得する検針データ形式等は分かりかねます。当社から具体的な対応方法をお示しすることは出来ないため、事業者さまにて検針データを取得後、当社が指定する csv 形式にあわせたデータとして作成ください。

【電力量算定パターン2（ユースケースC）】

Q1. 機器点電力量提供サービス（パターン2）とは何か

- 機器点の計量値を一送から受電点事業者に提供することをいいます。機器点の計量値を用いて新たなサービスの提供に活用する場合等に活用されます。受電点事業者と利用事業者（サービス提供事業者）が異なる場合、利用事業者（サービス提供事業者）は需要者および受電点事業者の同意を取得した上で、受電点事業者から機器点の計量値について提供を受ける必要があります。

Q2. パターン1は発電・放電リソースで利用出来るようだが、パターン2では利用出来ないのか。なぜ、利用できないのか

- 国の審議会（第7回次世代の分散型電力システムに関する検討会）において、需要家の個別機器の測り分けが可能となり、新たな需要家サービスの創出につながるものとしてパターン2が整理されており、機器ごとの順潮流における消費電力量を計量する目的のサービスであるためです。また、特定計量（IoTルート）運用ガイドラインにおいても、パターン2は機器ごとの順潮流における消費電力量を計量するサービスとして記載されています。

Q3. パターン2において、受電点事業者ではなく、利用事業者（サービス提供事業者）へ直接計量値を提供してほしい

- 申し訳ありませんが、国の審議会（第9回次世代の分散型電力システムに関する検討会）において、受電点事業者と利用事業者（サービス提供事業者）が異なる場合は、受電点事業者から利用事業者（サービス提供事業者）へ計量値を連携するものと整理されているため、当社からの提供は受電点事業者とさせていただきます。

Q4. パターン2において、欠測となった場合、パターン1と同様に欠測補完や均等配分補正しないのか

- 特定計量（IoTルート）運用ガイドラインにおいて、パターン2の場合は受電点事業者による補完データの提出は不要とし、当該コマは欠測のまま一送から受電点事業者へ確定値を提供することと記載されているため、パターン1とは異なり欠測補完や均等配分補正は実施しません。

Q5. パターン2において、欠測となった場合、欠測補完や均等配分補正しないのはなぜか

- 特定計量（IoT ルート）運用ガイドラインにおいて、パターン2の場合、欠測補完は実施しないものと整理されているためです。また、パターン1は需給調整市場における調整力の供出に伴う機器点の計量値を取引に活用するため、規程等により定めたルールにて欠測コマの計量値を確定する必要があり欠測補完対応等を実施しますが、パターン2は伝送された検針データをもとに算定した機器点電力量の提供サービスであることから欠測時の補正対応を実施いたしません。

Q6. パターン2の計量値はどのように提供されるのか。またいつ頃詳細の周知が行われるのか

- 提供方法の詳細につきましては、事業者説明資料の45スライドを参照ください。

Q7. パターン2で提供された電力量はどのような活用方法があるのか

- 国の審議会（第7回次世代の分散型電力システムに関する検討会）においては、機器点に特化した小売料金メニューやDRメニューへの活用が期待されるとの記載がございますが、詳細は当社では分かりかねます。

【その他】

Q1. 機器点の特別高圧の特定計量システム活用は行わないのか

- 現在、国の審議会（次世代の分散型電力システムに関する検討会）において整理を実施しております。適用範囲として国の審議会（次世代の分散型電力システムに関する検討会）において機器点特別高圧も含まれることが整理されれば、適用対象となります。

Q2. 各規程を遵守するのは利用事業者（サービス提供事業者、アグリゲーター）か

- パターン1、2のいずれにおいても、受電点事業者、利用事業者

(サービス提供事業者、アグリゲーター)、需要者または発電者等のサービスに関わる関係者が、各規程について承諾および遵守いただく必要がございます。

Q3. すでに特定計量制度の届出を行っている事業者はいるのか

○ 申し訳ございませんが、当社では分かりかねます。特定計量制度に関する届出については経済産業省へお問い合わせください。

(備忘：届出事業者一覧を経済産業省 HP にて公表しているため、必要によって本 HP を紹介する対応も考えられるか。)

<参考>

特定計量届出者一覧 (資源エネルギー庁 HP)

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/measure/tokutei/list.html

Q4. 本来は個人情報の受け渡しを行う一送が実施すべきとも考えられるが、なぜ受電点事業者が需要者および発電者から個人情報の第三者提供に係る同意取得をしなければならないのか

○ パターン1・2いずれのサービスにおいても、当社と受電点事業者間で需要者または発電者の個人情報に係る受け渡しが生じるため、需要者または発電者からの個人情報の第三者提供に係る同意が必要です。この点、受電点事業者から当社へ特定計量システムの申込みをいただくにあたり需要者または発電者の個人情報を当社へ提供いただくことから、申込みをする前に受電点事業者は個人情報の第三者提供についての同意を取得いただく必要がございます。その際に、当社が求める同意事項についても同意取得をお願いするものです。

Q5. なぜ需要者または発電者が変更される場合も個人情報の第三者提供に係る同意取得が必要なのか。

○ パターン1・2いずれのサービスにおいても、当社と受電点事業者間で需要者または発電者の個人情報に係る受け渡しが生じるため、変更後の需要者または発電者からの個人情報の第三者提供に係る同意が必要です。

以 上